「電子証明書利用届」をご利用いただくお客さまへ

ご注意事項

〇WEB-FB 電子証明書方式をお申込みの場合にご提出頂く書類です。
〇登録が終り次第、当金庫より使用手順を郵送させて頂きます。マニュアルに従い登録をお願いします。
〇電子証明書の有効期間は取得してから、１年間になります。２ヶ月前から更新のメッセージが表示されますので、期限までに更新して下さい。

電子証明書利用届と一緒にご持参いただく書類

〇通帳
〇印鑑（お届印）
〇本人確認書類（免許証など）

記入例

〇お届け頂いているご住所とお名前をご記入下さい。

〇ご利用口座は代表口座をご記入下さい。

〇お届け頂いている電話番号をご記入下さい。

〇インターネットバンキングと同時申込の場合、「1.新規」に☑して下さい。

〇すでにWEB-FBをご利用の方で、電子証明書の利用を開始したい場合、「2.ID ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ→電子証明書」に☑して下さい。

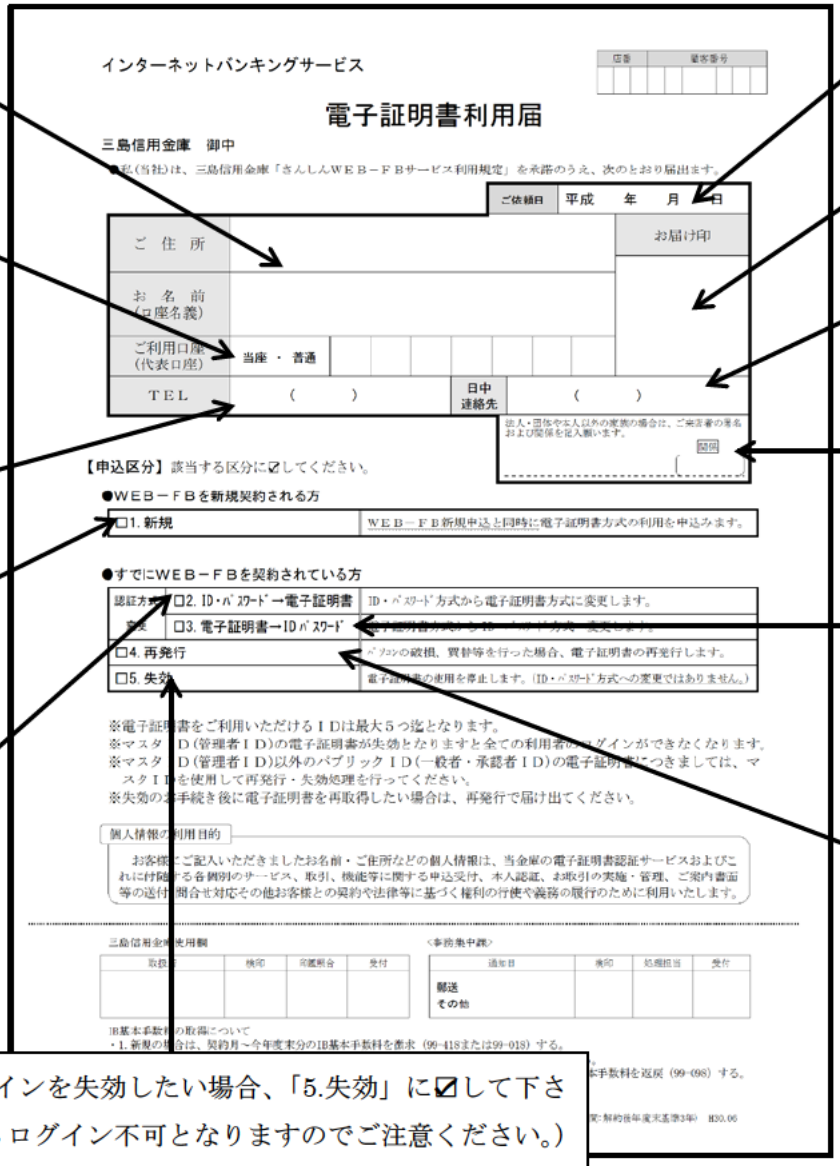

インターネットバンキングサービス

顧客番号

電子証明書利用届

三島信用金庫　御中

貴(当社)は、三島信用金庫「さんしんWEB－FBサービス利用規定」を承諾のうえ、次のとおり届出ます。

ご依頼日　平成　年　月　日

ご住所

お届け印

お名前（口座名義）

ご利用口座（代表口座）　当座・普通

TEL　（　）

日中連絡先　（　）

法人・団体や本人以外の家族の場合は、ご来店者の署名および関係を記入願います。

関係

【申込区分】該当する区分に☑してください。

●WEB－FBを新規契約される方

□1. 新規　WEB－FB新規申込と同時に電子証明書方式の利用を申込みます。

●すでにWEB－FBを契約されている方

認証方式変更　□2. ID・ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ→電子証明書　ID・ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ方式から電子証明書方式に変更します。

□3. 電子証明書→ID ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ　電子証明書方式から ID・ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ方式へ変更します。

□4. 再発行　ﾊﾟｿｺﾝの破損、買替等を行った場合、電子証明書の再発行します。

□5. 失効　電子証明書の使用を停止します。（ID・ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ方式への変更ではありません。）

※電子証明書をご利用いただけるＩＤは最大５つ迄となります。
※マスタＩＤ(管理者ＩＤ)の電子証明書が失効となりますと全ての利用者のログインができなくなります。
※マスタＩＤ(管理者ＩＤ)以外のパブリックＩＤ(一般者・承認者ＩＤ)の電子証明書につきましては、マスタＩＤを使用して再発行・失効処理を行ってください。
※失効の手続き後に電子証明書を再取得したい場合は、再発行で届け出てください。

個人情報の利用目的

お客様にご記入いただきましたお名前・ご住所などの個人情報は、当金庫の電子証明書認証サービスおよびこれに付随する各個別のサービス、取引、機能等に関する申込受付、本人認証、お取引の実施・管理、ご案内書面等の送付、問合せ対応その他お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のために利用いたします。

三島信用金庫使用欄

取扱	検印	印鑑照合	受付

<事務集中課>

通知日	検印	処理担当	受付
郵送 その他			

IB基本手数料の取扱について
・1. 新規の場合は、契約月～今年度末分のIB基本手数料を徴求（99-418または99-018）する。

本手数料を返戻（99-098）する。

解約後年度末基準3年）　H20.06

〇作成した日付をご記入下さい。

〇代表口座のお届印を押印してください。

〇連絡先をご記入下さい。

〇ご来店者の署名・関係をご記入下さい。

〇電子証明書方式をID・ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ方式に変更される場合、「3. 電子証明書→ID ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ」に☑して下さい。

〇故障等によるﾊﾟｿｺﾝの入替、OS やﾌﾞﾗｳｻﾞの再ｲﾝｽﾄｰﾙ、誤って電子証明書を削除してしまった等で電子証明書の再発行が必要な場合、「4.再発行」に☑して下さい。

〇電子証明書によるログインを失効したい場合、「5.失効」に☑して下さい。(失効後は WEB-FB ログイン不可となりますのでご注意ください。)
失効後、電子証明書を再取得する場合は「4.再発行」で届け出て下さい。
ID・ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ方式に認証方式を変更する場合は「3.電子証明書→ID・ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ」で届け出て下さい。